

# 下関市 部活動の在り方に関する方針



平成 3 1 年 4 月

下関市教育委員会

## 目次

### 本方針策定の趣旨

### 部活動の意義

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 部活動の方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
  
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
  
- 3 適切な休養日等の設定
  - (1) 休養日の設定
  - (2) 活動時間
  
- 4 安全管理と事故防止
  - (1) 安全管理・指導体制
  - (2) 健康状態の把握
  - (3) 施設・設備用具の安全点検と指導
  - (4) 環境条件に応じた配慮

## **本方針策定の趣旨**

学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教育課程との関連を図りつつ、成果を上げてきました。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学び場として、教育的意義が大きいことが指摘されています。

一方、少子化による生徒数の減少に伴う運営体制や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現の観点から適切な部活動の実施に向けた取組が必要であると考えています。

国においては、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校の設置者においても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められました。

また、運動部活動のこのような経緯を踏まえ、文化庁においても、平成30年12月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことを受け、本市においても、国が策定したガイドライン及び県が策定した方針を参酌し、生徒にとってより一層有意義な部活動とするための指針として、「下関市 部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）を定めることとしました。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体等で共有され、具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、適切で効果的な指導を行うことにより、部活動が一層充実していくことを期待します。

## **部活動の意義**

- 部活動は、共通の興味・関心をもった生徒の自主的、自発的な参加により、顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われるもので、学校教育の一環として、教育課程との連携を図りながら行われるものである。
- 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

中学校及び高等学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

- 中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】  
第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項
- 高等学校学習指導要領（平成30年3月）【抜粋】  
第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## **1 適切な運営のための体制整備**

### (1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動の方針」を策定する。顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。併せて、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会日等）を作成することが望ましい。

- ② 校長は、上記①のうち、活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 顧問は、上記①のうち、年間及び月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）をプリント等で保護者へ知らせる。また、各部活動の活動方針については、入部当初及び年度始めに保護者会等を開催するなど、適切な機会を設けて保護者・生徒に説明し、理解を得ることが望ましい。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数等の学校の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ② 部活動は、顧問及び外部指導者の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、部活動の運営、指導は、校長の適切な管理・指導の下で行う。
- ③ 生徒の安全管理の観点から、顧問は複数名配置することが望ましい。また、活動中は、直接指導することが原則であるが、やむを得ず練習に立ち会えない場合には、他の顧問との連携、協力の下で行う。
- ④ 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率・効果的な実施を鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体の「ノー部活デー」を計画的に設定するなど、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

- (1) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養日や活動時間を適切に設定し、合理的でかつ効率的・効果的な指導について工夫する。

(3) 生徒の発達段階や技術レベル等に応じた指導により、生涯を通じてその種目等に親しむ基礎を培うことができるよう、心身ともに安全・安心な活動となるよう留意する。

※ 専門的知見を有する保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(4) 朝の活動については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるなど、過度の負担とならないよう、活動開始時刻や活動内容等に十分配慮して行う。また、実施に当たっては、保護者及び生徒に活動の目的や効果等について理解を得ることが望ましい。

### **3 適切な休養日等の設定**

(1) 休養日の設定

① 学期中

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は、少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中

ア 「① 学期中」に準じて休養を設定する。

イ 長期休業の趣旨を鑑み、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動(家族・地域で過ごす時間等)が確保できるよう、学校閉庁日等を活用して、ある程度の長期の休養(オフシーズン)を設ける。

③ その他

ア 第3日曜日の「家庭の日」は、原則として活動しない。

イ 大会(中体連主催、それに準ずる)前の週末はこの限りではないが、恒常的な活動計画とならないよう留意するとともに、連続6日以上 of 活動は行わないように努める。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(長期休業中を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

## **4 安全管理と事故防止**

### (1) 安全管理・指導体制

- ① 生徒が安全に活動できるよう、顧問及び外部指導者等による指導・監督、監視体制を整え、学校における安全対策の整備及び、危機管理マニュアルの見直しと全教職員への周知を徹底する。
- ② 同一施設を、複数の部活動が同時に利用するときは、活動の計画・方法・時間等について事前協議を行い、事故の未然防止に向けて共通理解を図るとともに、他の部の活動場所に入ったり、学校敷地外へ出たりすることがないか等、事故が起きないように常に注意を払って活動する。

### (2) 健康状態の把握

- ① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、休ませるなど適切な対応をとる。
- ② 日頃から自分の健康管理について関心を持たせ、活動中は適度な休養と水分補給に留意させる。

### (3) 施設・設備用具の安全点検と指導

- ① 部活動で使用する施設については、設備・用具等の点検項目を作成し、定期的に点検・整備に努める。
- ② 施設・用具等の使用方法に従って正しく使用するとともに、その施設・器具・用具等に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意して使用するよう指導する。

### (4) 環境条件に応じた配慮

- ① 気温、湿度、ふく射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保するとともに、生徒が活動中に気分が悪くなったときには必ず申し出るよう徹底させるなど、生徒の体調の変化に留意しながら適切に指導する。
- ② 急激な天候の変化、(雷、大雨等)には活動を停止させ、安全な場所に避難させる等、迅速に対応する。